

令和2年度(2020年度)事業計画

I 事業方針

近年、食へのニーズの変化や食のグローバル化といった、我が国の食と食品を取り巻く環境の変化とともに、都道府県を超える広域的な食中毒の発生や食中毒発生数の下げ止まり等、食品による健康被害への対応が喫緊の課題となっています。

また、今年の東京オリンピック・パラリンピック開催や食品の輸出促進を見据え、国際標準と統合的な食品衛生管理が求められています。

このような状況を背景に、一昨年6月に食品衛生法が15年ぶりに大きく改正されました。

特に、HACCPに沿った衛生管理の制度化は、我々食品を取り扱う者にとっては、さらなる食の安全確保の努力が求められるものであり、ひいては消費者の信頼確保につながる切り札となるものです。

本制度の施行が迫る中、食品等事業者に対しては、食品衛生協会が総力を挙げて、制度の普及啓発に当たることが重要課題であり、HACCPに沿った衛生管理が全ての食品等事業者に円滑に導入されることを強く願うところです。

当協会では、「公益社団法人」としての自覚を再認識し、会員一丸となって自主衛生管理体制を推進し、行政機関や他の団体等との連携を密にし、食品衛生指導員による巡回指導やキャンペーン等の地域活動、各種衛生講習会等の開催、食品衛生情報紙、ホームページ等による広報活動及び食中毒予防のためのシンポジウム等のリスクコミュニケーションを推進し、「食の安全・安心」及び「食の信頼」の確保に寄与してまいります。

II 事業計画

A 食品衛生指導員活動の充実・強化について

食品衛生指導員は、安全で衛生的な食品を提供できるよう様々な実践活動を行い、県民の食品衛生の向上と健康の保護に寄与することを目的に、食品衛生協会活動の中核として活動します。

1 食品衛生指導員の巡回指導の基本方針等

食品衛生指導員に委嘱された皆さんは、食品衛生にかかわる研修等を積み重ね、地域の事業者から信頼されている方々で、巡回指導をはじめとした食品等事業者の自主衛生管理を推進するという、食協活動の重要な役割を担っています。

1) 巡回指導は笑顔と挨拶から

指導員のみなさんが会員との架け橋になることから食品衛生の第一歩は始まります。

2) 巡回指導は模範となる身支度で

みずからが清潔な身支度を整え模範となりましょう。手洗い、靴の履き替え等必要に応じて対応します。

3) 少しの改善がお店や事業の発展に

会員の皆さんが日頃行っている衛生管理をあらためて確認し、同じ目線に立ってアドバイスしましょう。

4) 衛生的な手洗いの徹底

食品衛生の基本は「手洗い」です。手洗いのタイミング、手洗いの不徹底による食品への二次汚染を防ぐこと等、「手洗い」には重要な要素が含まれています。「手洗いマイスター」を中心に、手洗いの必要性を説明し、手洗いの方法等を広く指導しましょう。

2 巡回指導の重点指導項目

1) 令和2年度の日食協補助金事業（食品衛生指導員活動特別補助金）である食品衛生指導員活動（案）は次のとおりである。

① 令和2年度巡回指導重点指導項目

「HACCPの考え方を取り入れた衛生管理の実施」

巡回指導等により、会員をはじめとする飲食店事業者に対し、普及啓発用リーフレットの配布等により推進を図る。

② 食品衛生指導員の研修

食品衛生指導員研修会において、「HACCPの考え方を取り入れた衛生管理」をテーマに研修会を実施する。

2) 令和2年度の県費補助金事業である食品衛生指導員巡回指導の重点指導項目は次のとおりである。

① HACCPの考え方に基づく食品衛生管理体制の確立

② 食品衛生管理等の記録及び保存の徹底

③ 正しい食品表示の実施及び表示の確認の徹底

④ 食品衛生責任者の設置・届出の徹底

⑤ 適切な手洗いの方法の指導

⑥ 食品衛生情報紙の配布及び情報の伝達

3 食品衛生指導員研修会の開催

食品衛生指導員の資質の向上を目的として、次のとおり研修会を開催する。

- ・ 第一次研修会は、各ブロック別に担当支所のもとに実施する。
- ・ 第二次研修会は、全体で県支部のもとに実施する。

4 食品衛生指導員養成講習会の開催

より多くの食品衛生指導員を養成し、指導員活動を活発にし、各種事業を遂行する。

令和2年1月に実施した本講習会は、隔年実施としているため、次回は令和4年1月に実施することとなるが、同年7月本県において、九州ブロック大会が開催される予定であるため、その準備作業に支障を来さないよう、令和3年1月に実施し、その後は、隔年実施とする。

B 食品衛生の普及・啓発について

1 食品衛生月間事業

月間中に行政、食品等事業者及び消費者等と協力して次の事業を行う。

- ・ 食中毒予防シンポジウム等の開催
- ・ 懸垂幕、ポスターの一斉掲示
- ・ リーフレット、うちわ等の街頭配布による広報活動
- ・ 食品衛生講習会、食品衛生相談室の開催
- ・ 食中毒予防パレード、広報車による街頭宣伝巡回
- ・ その他の啓発事業

2 食中毒予防講習会の開催

食中毒予防講習会を行政と協力して開催する。

3 食品衛生責任者養成講習会の開催

令和元年厚生労働省令第68号により、食品取扱施設ごとに設置が義務けられた食品衛生責任者の養成講習会を行政の支援を得ながら開催する。

また、食品衛生責任者の掲示の推進を図る。

4 ふぐ処理師試験準備講習会の開催

「福岡県ふぐ処理師試験」に際し、受講者に対して事前に福岡県ふぐ処理師試験準備講習会を開催し、ふぐ毒による食中毒予防の推進を図る。

5 HACCPの普及推進

平成30年6月の食品衛生法改正により、HACCPに沿った衛生管理が制度化されたことに伴い、様々なHACCP研修会への積極的な参加を働きかけ、指導員、事業者等の資質の向上を図る。

6 ホームページ等の充実

営業者はもとより消費者等にも食品衛生に関する情報を提供する。併せて食品衛生協会への理解を図る。

7 食品衛生情報紙等の発刊等

「食品衛生情報ふくおか」を月1回発刊し、最新の食品衛生関係の情報や協会の活動状況等を速やかに提供する。

食中毒予防講習会テキスト、食中毒予防啓発用ポスター・リーフレット等の作成、ふぐ処理師教本の作成、ふぐによる食中毒予防ポスターの作成、各支所発行の食品衛生カレンダーの作成支援及び食品衛生教育用DVD等の購入、貸出を行う。

8 月刊「食と健康」の購読者拡大と食品安全活動

支所の目標数を指導員委嘱数として購読を推進し、指導員の資質の向上及び巡回指導等での活用を行う。

C 大会及び表彰について

1 福岡県食品衛生大会の開催

福岡県の後援で、特別講演及び各種表彰・感謝状贈呈等を行う。

2 各種大会への参加

1) 九州ブロック連絡協議会

・ ~~令和2年5月12日(火)~~ ~~会場：グランデはがくれ~~ 【非開催】

第61回九州ブロック大会

・ ~~令和2年5月13日(水)~~ ~~会場：佐賀市文化会館~~ 【非開催】

- 2) **第60回食品衛生指導員全国大会 及び
第65回食品衛生功労者・食品衛生優良施設表彰式** 於：東京都
・令和2年10月21日(水) 食品衛生指導員全国大会
会場：銀座プロッサム
・令和2年10月22日(木) 表彰式
会場：明治座

3 表彰等に関する事業

- 1) 食品の衛生管理に優れ、他の模範となる施設及び食品衛生の普及向上に貢献した営業者等の表彰を行う。
- 2) 厚生労働大臣、厚労省生活衛生・食品安全部長、日食協会長、同理事長、福岡県知事及び保健医療介護部長表彰候補者の推薦を行う。
- 3) 叙勲候補者の推薦を行う。

D 共済事業及び健康管理について

被害にあった消費者等に対する救済（消費者保護）という社会的責任を果たすための会員の賠償資力の確保、営業者の経営の安定及び福利厚生を目的に各種共済の加入促進に努める。

1 賠償共済

1) 食品営業賠償共済

2) 「あんしんフード君・スーパーあんしんフード君」（総合食品賠償共済）

すべての会員が何らかの賠償共済に加入することを最終目標とする。
又、従前の「食品賠償共済」から「あんしんフード君」「スーパーあんしんフード君」への切り替えを促進する。

2 火災共済

会員の福利厚生を目的に、火災共済への加入の促進を図る。

3 食協生命共済

営業者、従業員及びその家族の福利厚生を目的に、加入促進を図る。
(ジブラルタ生命保険株式会社と団体契約)

4 会員の健康管理

食品取扱者の健康管理の一環として、定期健康診断及び検便の督促に努める。